　参考１

**筆記試験事務規程**

第一章 総則

（趣旨）

第一条　筆記試験の実施は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に定めているところであるが、その試験事務については、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するため、この筆記試験事務規程により、必要な事項を定める。

（試験事務の基本方針）

第二条　試験事務は、この試験事務規程により実施する。

２ 試験事務は登録研修機関が行うものであるが、基本研修を別の研修実施機関に委託して行う場合には、当該規程が遵守されるよう登録研修機関において責任を持つこと。

第二章　筆記試験の実施日等

（試験日）

第三条　筆記試験による知識の定着の確認の実施については、基本研修（講義）の全課程修了後に行うこと。

（試験実施予定日時等の周知）

第四条　登録研修機関及び基本研修を委託された研修実施機関は、研修受講者（基本研修の講義の全課程を修了した者）に対し、筆記試験による知識の定着の確認の実施予定日時及び場所、合否判定基準、その他必要な事項をあらかじめ周知すること。

（試験問題の作成）

第五条　試験問題の作成については、別添１「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び別添２「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」の１の（５）問題作成指針に基づき作成を行うこと。

（試験問題の印刷、運搬、保管）

第六条 試験問題の印刷、運搬、保管等は、確実に秘密を保持することができる方法により行うこと。

第三章 筆記試験の実施に係る留意事項

（試験実施に係る留意事項）

第七条　筆記試験の実施に当たっては、試験実施時間に対する欠席者や遅刻者の取扱い、中途退出に関する取扱い、携帯電話等の試験会場への持ち込み物品に関する取扱い等を定めるとともに、事前に研修受講者に周知を行うこと。

（試験終了後の試験問題及び回答用紙の取扱い）

第八条 試験終了後の試験問題及び回答用紙については、紛失や漏えい等が生じないように適切な方法で処理すること。

第四章 合否の決定等

（答案の採点）

第九条 試験の採点は、確実な方法により行うこと。

（合否の判定及び決定）

第十条 試験の合否の判定及び決定は、別添１「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び別添２「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について」の１の（６）合否判定基準に基づき、研修委員会において決定すること。

２ 試験中に不正行為があった場合及び受験資格に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとすること。

（帳簿への記載）

第十一条 試験の合否を決定したときは、「研修修了者一覧」に採点の結果及び合否を記録するとともに適切な方法により研修受講者に結果を伝えること。

第五章 雑則

（秘密の保持）

第十二条 試験事務を行う職にあった者は、試験問題、採点方法を漏らしてはならないこと。

（書類等の保存期間等）

第十三条　答案等の試験実施に用いた書類及び帳簿の保存期間は○年とし、保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行うこと。

（試験事務実施の細則）

第十四条 この試験事務規程に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、登録研修機関において定めることとする。

　別添１

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法

について

１．筆記試験による知識の定着の確認

（１）基本方針

基本研修（講義）については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認する。

（２）出題範囲

以下のとおりとすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 研修課程 | 出題範囲 |
| 省令附則第四条別表第一の①講義 | 左同 |
| 省令附則第四条別表第二の①講義 | 左同 |

（３）出題形式

客観式問題（四肢択一）により行うこと。

（４）出題数及び試験時間

出題数３０問、試験時間６０分を下限とし実施すること。

（５）問題作成指針

　　　以下ア～エに基づき作成すること。

ア　細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ　次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識

・喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識

ウ　知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ　試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

（６）合否判定基準

総正解率が９割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が９割未満の者については、｢喀痰吸引等研修実施委員会｣において、その取扱方針を定めておくこと。

２．評価による技能修得の確認

1. 基本方針

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

（ア）基本研修（演習）評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式）、人体解剖模型、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

（イ）実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修（演習）又は実地研修を実施した上で行うこと。

（２）実施手順

基本研修（演習）及び実地研修の実施手順は、以下のSTEP１～STEP８の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP４～８について、以下に示す｢基本研修（演習）及び実地研修類型区分｣の区分毎に、｢基本研修（演習）及び実地研修評価基準・評価票｣（別添資料）を用いた評価を行うこと。

　　　　なお、具体的な実施手順については、以下に示す｢実施手順参考例｣を踏まえ行うこと。

　　STEP１：安全管理体制確保（※実地研修のみ。）

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP２：観察判断（※実地研修のみ。）

研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP３：観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP４：準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP５：実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施し、安全に行われたかどうかを確認する。

　　　　　　　　　※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP６：報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を研修講師に報告する。

STEP７：片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP８：記録

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

○基本研修（演習）及び実地研修類型区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省令上の行為  （省令別表第１及び第２） | 類型区分 | |
| 通常手順 | 人工呼吸器装着者 |
| 口腔内の喀痰吸引 | １－① | １－② |
| 鼻腔内の喀痰吸引 |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | １－③ | １－④ |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | １－⑤ | － |
| 経鼻経管栄養 | １－⑥ | － |
| 救急蘇生法 | － | － |

１－①：喀痰吸引　－口腔内・鼻腔内吸引（通常手順）－

１－②：喀痰吸引　－口腔内・鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法）－

１－③：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（通常手順）－

１－④：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）－

１－⑤：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養－

１－⑥：経管栄養　－経鼻経管栄養－

○実施手順参考例

1. 基本研修（演習）実施手順（例）
2. 標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が１回の実演を行う。
3. グループ試行として、研修受講者はグループになり１人１回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
4. 全ての研修受講者に｢基本研修（演習）及び実地研修類型区分｣の区分毎に、省令別表に定める以上の演習を行わせる。
5. 演習指導講師は、演習実施毎に｢基本研修（演習）評価票｣を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。
6. 実地研修実施手順（例）
7. 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。※、初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
8. 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。

③　実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。

④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に｢実地研修評価票｣を記録するとともに、毎回

研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

（３）実施上の留意事項

　　（ア）上記（２）STEP１～８に示す実施手順における研修講師の役割分担について

基本研修（演習）及び実地研修の研修講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

1. STEP２において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。
2. STEP３～８のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。
3. 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記（２）STEP４～８の研修受講者が実施する行為について、下表｢実地研修実施上の留意点｣に基づき実施すること。

なお、（エ）の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修（演習）のSTEP５においても、演習指導講師である医師又は看護職員が行うこと。

　○実地研修実施上の留意点

1. 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲
2. 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲
3. 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲
4. 研修受講者が行うことができないもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 喀痰吸引 | 経管栄養 |
| （ア） | 咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。 | 経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。 |
| （イ） | 以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奧の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。  なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ｢吸引チューブを入れる方向を適切にする｣、｢左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる｣、｢吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく｣等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。  ※　鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奧までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。 |  |
| （ウ） | 気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。  特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。 |  |
| （エ） |  | 経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。  経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。 |

1. 評価判定

基本研修（演習）及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

1. 基本研修（演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、｢基本研修（演習）評価票｣の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が｢基本研修（演習）評価基準｣で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとし、実施研修については、基本研修の修了が確認された研修受講者に対して行うこと。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

1. 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、｢実地研修評価票｣の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、｢実地研修評価基準｣で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記（ａ）、（ｂ）のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させること。

（ａ）当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70％以上であること。

（ｂ）当該ケアにおいて最終３回のケアの実施において不成功が１回もないこと。

別添２

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について

１．筆記試験による知識の定着の確認

（１）基本方針

基本研修（講義）については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

（２）出題範囲

以下のとおりとすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 研修課程 | 出題範囲 |
| 省令附則第四条別表第三の①講義 | 左同 |

（３）出題形式

客観式問題（四肢択一）により行うこと。

（４）出題数及び試験時間

出題数２０問、試験時間３０分を下限とし実施すること。

（５）問題作成指針

　　　以下ア～エに基づき作成すること。

ア　細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ　次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識

・喀痰吸引等について行為の目的及び技術に関する知識

ウ　知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ　試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

（６）合否判定基準

総正解率が９割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が９割未満の者については、「喀痰吸引等研修実施委員会」において、その取扱方針を定めておくこと。

２．評価による技能修得の確認

1. 基本方針

基本研修（演習）及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

（ア）基本研修（演習）評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式）、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、シミュレーター演習及び現場演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

（イ）実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修（演習）又は実地研修を実施した上で行うこと。

（２）実施手順

基本研修（演習）及び実地研修の実施手順は、以下のSTEP１～STEP８の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP４～８について、以下に示す｢基本研修（現場演習）及び実地研修類型区分｣の区分毎に、｢基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票｣（別添資料）を用いた評価を行うこと。

　　　　なお、具体的な実施手順については、以下に示す｢実施手順参考例｣を踏まえ行うこと。

　　STEP１：安全管理体制確保（※実地研修のみ。）

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP２：観察判断（※実地研修のみ。）

実地研修時において、実地研修指導講師は、定期的に、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP３：観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP４：準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP５：実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施する。

　　　　　　　　　※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP６：片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP７：記録、報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態像を観察し、研修講師に報告する。

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

※STEP２～７において、在宅の場合等で研修講師が不在の場合には、指導の補助を行う者（医師、看護師等と連携している本人・家族、経験のある介護職員等）からの助言等を得て、実地研修協力者の状態像を確認した後、喀痰吸引等を実施するとともに、実施後に実地研修協力者の状態を観察する。また、終了後、記録を残し、当該記録や電話等による報告により、実地研修協力者の家族や指導看護師等に対して実施状況を報告する。指導の補助を行う者は、状態変化時等に指導看護師等に連絡する。

○基本研修（現場演習）及び実地研修類型区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 省令上の行為  （省令別表第３） | 類型区分 | | |
| 通常手順 | 人工呼吸器装着者：  非侵襲的／侵襲的人工呼吸療法 | 半固形  タイプ  － |
| 口腔内の喀痰吸引 | １－① | １－② | － |
| 鼻腔内の喀痰吸引 | １－③ | １－④ | － |
| 気管カニューレ内部の喀痰吸引 | １－⑤ | １－⑥ | － |
| 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | １－⑦ | － | １－⑧ |
| 経鼻経管栄養 | １－⑨ | － | － |

１－①：喀痰吸引　－口腔内吸引（通常手順）－

１－②：喀痰吸引　－口腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻ﾏｽｸによる非侵襲的人工呼吸療法）－

１－③：喀痰吸引　－鼻腔内吸引（通常手順）－

１－④：喀痰吸引　－鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：口鼻ﾏｽｸまたは鼻ﾏｽｸによる非侵襲的人工呼吸療法）－

１－⑤：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（通常手順）－

１－⑥：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）－

１－⑦：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）－

１－⑧：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形タイプ）－

１－⑨：経管栄養　－経鼻経管栄養－

○実施手順参考例

1. 基本研修（シミュレーター演習）実施手順（例）
2. 標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が１回の実演を行う。
3. グループ試行として、研修受講者はグループになり１人１回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
4. 基本研修（現場演習）実施手順（例）
5. 実地研修協力者がいる居宅等の現場において、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して、演習指導講師が１回の実演を行う。
6. 研修受講者は、実地研修協力者が使用する吸引器等を使用し、演習シミュレーターに対して演習を実施し、演習指導講師は研修受講者に対して、観察・指導を行う。
7. 演習指導講師は、演習実施毎に｢基本研修（演習）評価票｣を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。
8. 実地研修実施手順（例）
9. 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。

※初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。

1. 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。

③　実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。

④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に｢実地研修評価票｣を記録するとともに、毎回

研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

（３）実施上の留意事項

　　（ア）上記（２）STEP１～７に示す実施手順における研修講師の役割分担について

基本研修（演習）及び実地研修の研修講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

1. STEP２において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。
2. STEP３～７のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。
3. 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記（２）STEP４～７の研修受講者が実施する行為について、下表｢実地研修実施上の留意点｣に基づき実施すること。

なお、（エ）の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修（演習）のSTEP５においても、演習指導講師である医師又は看護職員若しくは実地研修協力者の家族が行うこと。

　○実地研修実施上の留意点

1. 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲
2. 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲
3. 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲
4. 研修受講者が行うことができないもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 喀痰吸引 | 経管栄養 |
| （ア） | 咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。 | 経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。 |
| （イ） | 以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奧の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。  なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ｢吸引チューブを入れる方向を適切にする｣、｢左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる｣、｢吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく｣等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。  ※　鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奧までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。 |  |
| （ウ） | 気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。  特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。 |  |
| （エ） |  | 経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。  経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。 |

1. 評価判定

基本研修（現場演習）及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

1. 基本研修（現場演習）評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの演習を実施した上で、｢基本研修（演習）評価票｣の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が｢基本研修（演習）評価基準｣で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとする。

1. 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実地研修を実施した上で、｢実地研修評価票｣の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、｢実地研修評価基準｣で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。